

社会福祉法人不忘会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人不忘会（以下「不忘会」という）定款第8条及び役員等の報酬等について定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程における役員等とは、不忘会の定款により定められた理事、監事、評議員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の算定方法)

第4条 役員等については、理事会、評議員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、1日当たり7,000円の報酬を支給する。
2 理事において、不忘会の職員を兼務する者には、第1項は適用しない。

(交通費)

第5条 役員等の交通費については、別に定める費用弁償規則により支給する。

(出張旅費)

第6条 役員等が出張した場合は、別に定める費用弁償規則により支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、現金にて支給する。

(報酬の公表)

第8条 不忘会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。